

川崎市青少年健全育成成功労者表彰要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成活動に貢献し、顕著な業績を上げた個人に対し、川崎市長が感謝の意を表し青少年の健全育成活動の発展に資することを目的として実施する川崎市青少年健全育成成功労者表彰について必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 次の各号のいずれかに該当するもので、市内の青少年の健全育成活動に熱意をもってあたり、その業績が顕著な民間の個人を対象とする。ただし公務員であっても職務以外に実施しているものは対象とすることができる。

- (1) 青少年健全育成活動に8年以上の経験を有する者
- (2) その他青少年健全育成活動に多大な貢献のあった者

(候補者の推薦)

第3条 青少年関係団体及び関係行政の長は、表彰にふさわしい候補者を川崎市長に推薦することができる。

(表彰者の決定)

第4条 推薦された候補者は、審査会において審査し、市長は被表彰者を決定する。

2 審査会は下記の者で構成する。

- (1) こども未来局長
- (2) こども未来局青少年支援室長
- (3) こども未来局青少年支援室担当課長

(4) 市民文化局市民スポーツ室長

(5) 市民文化局市民スポーツ室担当課長

(6) その他市長が必要と認める者

3 審査会はこども未来局長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 表彰における庶務的な事項は、こども未来局青少年支援室において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか表彰に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和56年10月20日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 16 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。